

第5回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年9月22日 水曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

① 知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）他）

i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）

ii 許可等の取扱方針の制定について

② まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について

③ ホッコクアカエビ資源量調査結果について

④ 8月の許認可実績について

⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年9月15日

3. 出席者

出席委員（13名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

欠席委員 小川 英樹、杉野 哲也

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、須沼専門員、島田主任技師
水産総合センター 川畑技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 知事許可漁業の更新について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）他）

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）

②許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

（資料2、資料3参照）

- (2) まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。 (資料4参照)
- (3) ホッコクアカエビ資源量調査結果について
水産総合センターから説明を受けた。 (資料5参照)
- (4) 8月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。 (資料6参照)
- (5) その他

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第5回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第5回石川海区漁業調整委員会を開催します。
| なお、本日は、小川委員と杉野委員から欠席の連絡を受けております。
| それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様、ご苦労様です。
| 大変な雨の中、出席いただきまして、ありがとうございます。
| コロナのまん延防止中ではございますけれども、最近のニュースをみますと、感染者もだいぶ減って落ち着いてきているようで、少しほっとしているところでございます。
| 海の状況を聞いてみますと、最近は、あまりぱっとした漁がないようです。そこに持ってきて、皆さんもニュースでご存じのとおり、大型クラゲが回遊してきまして、漁の邪魔をしているような状況でございます。
| 何年か前に発生した大量のクラゲで、操業ができないというようなことはないようですが、何とか大した被害のない状況で終わってもらえればいいなと思っております。
| 今日は、審議事項はわずかでございますけれども、慎重なご審議をお願い致したいと思っております。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございます。
| 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
| 最初に次第、次に資料-1「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料-2「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）の許可等の取扱方針」、資料-3「固定式刺し網漁業（かわはぎ）の許可等の取扱方針」、資料-4「まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分について（諮問）」、資料-5「ホッコクアカエビ資源量調査の結果について」、資料-6「8月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。
| 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。

| では、先程も会長の挨拶にもありましたが、まん延防止等重点措置の適用中でありますので、会議時間もできる限り短縮したいと考えております。資料の説明等は、簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、委員各位のご理解とご協力をお願いします。
| それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | それでは、議事を進めます。
| まず、本日の議事録署名人を中村明子委員と笹波委員にお願いします。

[両委員 了承]

稲 村 会 長

それでは、議題1の「知事許可漁業の更新（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）他）」について、①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局より先に1ページの資料1の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

水産課の島田です。

資料1の諮問文の後の2ページから5ページまでと資料2と資料3の許可等の取扱方針を説明いたしますので、各資料を並べてみていただければと思います。

まず、2ページ目の制限措置の公示になりますけれども、毎回同様のことを言いますが、漁業法が改正されまして、申請前に、内容であったり、許可をする数、漁業を営む者の資格等をホームページで公表し、それをもって申請するという形になっております。

昨年12月1日付けで、これらについて公示はしておりますが、資料のグレーに塗ってある部分、許可をすべき数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠の数、これらが審議していただく内容となります。

今回、公示数が多いのですが、漁業許可の種類としては、なまこけた網の地区が多く、特に七尾の方が多いですが、地区ごとに許可の数、遊休許可の枠を2ページ目から5ページ目までに記載しております。

なお、5ページ目には新規と書いておりますが、これは、協定海域ということとなりますので、地域内で関係する漁業者と毎年協議をした上での許可ということになりますので、こちらのみ1年許可ということになります。

他のなまこけた網につきしては、従来からあったものを継続するというので、5年間の許可ということになります。

また、かわはぎの固定式刺し網については、こちらも継続許可ということなので、5年間ということになっております。こちらは、すず、内浦の地区の許可となります。

併せて、資料の2と3については、許可の取扱方針になっていきます。従来の取扱方針と内容は変わっていません。

改正漁業法に基づいて、少し書き方を変えておりまして、7ページ目の制限措置の一覧を書いて、10ページ目には条件という

形で載せております。

なお、制限措置は資料1の公示と同じ内容となっております。

また、資料3の固定式さし網漁業（かわはぎ）の許可方針につきましては、12ページに条件、13ページの別表1に制限措置を記載しております。

以上、駆け足ですけれども、資料1の制限措置の公示、資料2と3の許可の取扱方針の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村明子委員

表の見方ですが、制限措置の中の括弧に遊休許可の名簿の管理と右側に遊休許可の枠数管理の数というのがありますが、この関係というのは、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。

島田主任技師

遊休許可の管理については、今年1月に説明いたしました、遊休許可の枠数管理というのは、新しく申請したい方がいれば、再度、海区でお諮りをしまして、括弧の名簿管理の数とは別に、許可をすることとなります。

括弧の中の名簿管理の数というのは、あらかじめ海区の中で、例えば上から3段目の14（13）と書いてあるのは、1件が今回許可とするのですが、13件はあらかじめ件数をお諮りして、海区に諮らずに速やかに許可ができるというような二段構えとなっております。ということで、名簿管理の数を理解していただければと思います。

中村明子委員

わかりました。ありがとうございます。

福嶋局長

少し補足しますと、12月に遊休許可の基本的な考え方というものを前期の委員の皆様にお諮りしたところです。

漁業法改正前は、遊休許可の扱いですと、許可に戻りたい時にはすぐに戻せるということだったのですが、法律の改正によって、必ず委員会に諮って許可を出さなければいけないということになったものですから、それですと、もし、魚が急に来遊した時に操業したいといった時に許可が出ないと困るということで、少し、融通が利くようにできないのかという委員の方の意見も踏まえまして、1月に改めて整理しまして、遊休許可を2種類に分けて、漁船も無くしばらく動かない方は、委員会に諮って許可を出す方法と、直ぐに出たいという方は、この括弧書きにあるような形、水産課で管理をして、直ぐに許可を出せるような形で委員会に諮らないで許可を出せるような方法に、分けたということです。

4月から新しい期のメンバーで、ご審議していただいておりますので、前回の遊休の対応というものの説明をしておかなければいけないと思いますので、次回に前回でお諮りしました資料を使いまして、改めてご説明したいと思います。

稲村会長

そういうことでお願いします。

他になければ、知事から諮問の、①の制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、②の許可等の取扱方針の制定については、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）と固定式刺し網漁業（かわはぎ）を案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

次に、議題2の「まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分」について知事より諮問がきておりますのでお願いします。

大内局次長

事務局より先に14ページの資料4の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

資料15ページをご覧ください。

今回、お諮りする内容としては、1の概要に書いておりますけれども、県の留保枠から管理区分である中型まき網及びその他（定置網漁業等）への漁獲可能量の配分について、定置漁業の方で、先日、1日だけなのですが、突発的な漁獲がありまして、このままですと12月末まで漁獲枠の超過ということも考えられるということで、追加配分することが1点です。もう1点が、漁期後半になりまして、まき網の方は、あと数ヶ月の漁期ということですが、必要最小限の追加配分としたいので、元々決めていた自動配分ルールの改正をしたいと考えております。

まず、定置漁業への留保の配分については、資料の2留保からの配分（案）の（1）その他（定置網漁業等）への追加配分で、9月14日、これは台風の影響かどうかわかりませんが、この1日に岸端と佐々波の定置網で87トンの水揚げがありました。この時期に、こんなに定置網に揚がることは珍しいのですが、一気に揚ったために10月中に不足する可能性があるということで、今回、県の留保から300トンを追加で配分したいと思っております。

また、定置の漁業者から、今、聞いているところでは、1日に2～3トンの水揚げということですが、漁期も後半であることから、これまでのルールどおり自動配分で1,000トンというよりは、現状を踏まえて、ルールを変更したこの案でいきたいと思っております。

表の方は、少し見づらいのですが、留保として2,000トンあるものを、今回は300トン定置の方に付けまして、留保枠を1,700トンとして、中型まき網については5,800トン、その他（定置漁業等）については11,800トンとしたいと思っています。

なお、9月16日時点の漁獲量を書いておりますが、現在は中型まき網については、16日以降はガンドを目的とした操業ということで、まいわしは獲っておりません。定置網につきましては、16日時点で、11,306トンでしたが、最新の数字を拾いましたところ13トンくらいしか積み上がりがないということで、12月まで様子を見たいと思います。

2つ目の自動配分ルールの改正につきましては、1,700トンの県留保については、漁期後半のために必要最小限の追加に留めたいと思いますので、管理区分毎に資料のとおり自動配分できるようにルールを改正したいと考えております。

なお、4月にお諮りした時の配分ルールというのは、8割を超えた場合に1,000トンを自動で配分するというルールでございました。そちらを、今回、改正したいと思います。

まず、中型まき網については、残枠が400トン以下となった場合、500トンを上限に別表1のとおり自動的に配分できるようにしたいと思います。

4段階に分かれますけれども、その残枠に応じて配分量を段階的に設けているものになります。

最大で言いますと、残枠が100トンとなった場合には500トンを配分するということになります。

その他漁業区分（定置漁業等）については、12月末までは足りるのではないかと考えておりますが、何が起るかわかりませんので、残枠が200トン以下となった場合には、200トンを上限に別表2のとおり自動的に配分できるようにしたいと思います。

ここでは、残枠が100トン以下の場合には200トン、200トンから100トンの場合は100トンという2段階になっております。

今後の対応につきましては、県の留保の1,700トンが不足した際には、国に対して留保の再配分を要請し、もしくは大臣管理区分や他の数量明示県、これは島根県になりますけれども、島根県に融通を依頼して留保の積み増しを行いたいと考えております。積み増した留保は、また、必要な管理区分に随時配分していきたいと考えております。

最後に米印に書いてありますとおり、大臣管理区分や他の数量明示県から、融通の依頼があった場合は、県の留保から支障のない範囲で枠を融通したいということも考えております。

こちらにつきましては、前回の海区でも説明しましたけれども、困ったときはお互い様ということで、本県に余裕があれば他県や大臣管理に融通し、本県が厳しくなれば他県や大臣管理からもらうというふうにと考えております。

関係資料の最後の17ページにつきましては、県の告示の案になります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

なければ、まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

では次に、議題3の「ホッコクアカエビ資源量調査結果」について水産総合センターより説明をお願いします。

川 畑 技 師

水産総合センターの川畑です。

それでは「ホッコクアカエビ資源量調査の結果について」説明させていただきます。

まず、アマエビの基本的なことについて話していきます

アマエビは全国的な漁獲量でみると北海道に続いて第2位となっており、本州側では1位となっています。ただし、近年北海道の漁獲量は減少傾向であり、その差は以前よりは少なくなっています。次に、石川県の底びき網漁業の漁獲金額でアマエビの占める割合についてです。石川県の底曳網の平均漁獲金額のうち最も大きな割合を占めているのはズワイガニで、その次にアマエビが占めており、1年間で約8億円の水揚げがあります。よって、石川県においてアマエビは極めて重要な魚種であるといえます。

次にアマエビの基本的な生態についてです。アマエビは世界的にみると北極海を取り巻くように分布しています。地球全体でみると日本海がアマエビの最も南にある生息地となります。生息水深は200～950mまでが確認されていますが、日本海では主に300～600m付近に生息しています。生息するための最適な水温は0.5℃前後です。石川県ではアマエビは主に底びき網で漁獲されており、一部ではかご網でも漁獲されています。

次にアマエビの生活史についてです。アマエビは水深200m帯付近で孵化した後、浮遊幼生となり、海面付近で1ヵ月過ごします。その後着底すると成長しながら深いところへ移動していき、3歳になると成熟したオスとなり、5歳後半から性転換を行い、成熟したメスとなります。その後、2～4月に交尾を行うと抱卵メスとなり、水深200m帯付近まで移動します。水深200m帯付近で卵をふ出すると再び深い水深まで戻り、1年の期間において、再び交尾を行います。この産卵行動を一生のうち少

なくとも3回繰り返すと考えられており、寿命は11年と考えられています。このように成長が遅く、2年に1回しか産卵しないアマエビは獲り過ぎると回復するまでにかなりの時間が必要になります。

次に県内アマエビ漁獲量を見ていきます。このグラフは左に漁獲量、下に年を表しています。また青色が1～8月、赤色が9～12月の漁獲量を表しています。2020年の漁獲量は減少しましたが、近年アマエビは好漁となっています。しかし、2011年は500トン近くまで減少したように、漁獲量が長期的に大きく変動することが知られています。この動きは不定期に発生する卓越年級群と呼ばれる資源量が多い個体が影響しています。つまり卓越年級群の発生を早期に見つけることでアマエビの資源を適切に保護することが重要となってきます。

それでは水産総合センターで行っている調査についてです。水産総合センターでは調査船白山丸を用いて、毎年夏と冬に2回、小型エビを採集しています。この結果から漁獲前のアマエビの分布量を調べ、将来の水揚げ量の動向を予測しています。

調査地点は図に示した金沢沖の水深375～500m帯で操業しています。採取された全てのアマエビは図に示した頭の大きさである頭胸甲長を写真のようにして測定しています。それでは調査結果に移ります。

まずは今年の8月に行われた夏期の調査結果についてです。左に1網当たりの採集尾数である平均採集尾数を、下に先ほど説明した頭胸甲長を表しています。このグラフにある線はアマエビの年齢ごとの尾数を推定した結果です。この山が大きければその群が大きく、小さければその群は少ないということになります。それでは各年に生まれたアマエビについて詳しくみていきます。2019年8月の調査以降2018年生まれの資源量が多い状態で確認され、その後も成長していることがわかりました。この2018年生まれは卓越年級群と考えられ、今後漁獲量を支えていくことになると思っています。また2020年に初めて確認された2019年生まれも資源量が多く、順調に成長していることがわかります。これに対して、今年1歳となった2020年生まれは資源量が少なく、今後の動向に注意が必要です。それではこの山の大きさを数値で表したグラフについてみていきます。

こちらがその表になります。このグラフは冬の調査結果のみを載せています。表の中の数値は1網当たりの採集尾数を表しています。加えてですが、アマエビは4歳になると小銘柄として本格的に漁獲加入するため、赤いグラフの部分では漁獲対象となっています。

この表でみていただくと先ほども話した通りで、2010年級が1歳になった2011年はとても数が多く、漁獲対象となる4歳まで豊度を保ったまま成長したことがわかります。そして、2

014年以降のアマエビの好漁はこの年級群によって支えられてきました。これと同様に2014年級は2015年の調査で獲れ始めてから、高い豊度を保って成長していることが分かります。

また、後程説明しますが、この2014年生まれは2018年に小銘柄として本格的に漁獲加入しています。このグラフから分かるように、2018、2019年生まれはかなり採集されており、卓越年級群の可能性が高いと考えています。

それでは実際に卓越年級群がどれだけ漁獲量に影響しているかを見ていきます。この棒グラフが冬期調査で採集された2歳エビの1網当たりの尾数を、折れ線グラフが調査した年から2年後のかなざわ総合市場で水揚げされた小銘柄の漁獲量を表しています。棒グラフでオレンジ色にしているのは卓越年級群をあらわしています。このように冬季に2歳の卓越年級群が確認されると、その2年後に小銘柄の漁獲量が増加することがわかります。つまり卓越年級群が4歳になると、小銘柄の漁獲量がかかなり増加します。この傾向を考えると、2018年生まれが卓越年級群であれば2022年に小銘柄の漁獲量が増加していくと考えられます。

また、実際に水揚げされているアマエビの漁獲尾数についてみていきます。センターでは年2回かなざわ総合市場で全銘柄を1箱ずつ購入し、全数測定しています。それらの結果をセンターで集計している漁獲量で引きのばしたものになります。これを見ると漁獲量が多かった2016年の漁獲の多くが2010年生まれだったことがわかります。アマエビの寿命は11歳であるために、2020年にはかなり減少してきています。それに対して、近年、紫色の2014年生まれが加入してきており、漁獲の中心が2014年生まれに移行しているのがわかります。今後はこの2014年生まれを中心に漁獲していくと考えています。

次に子持ちアマエビの小型化についてです。まずは子持ちアマエビの小型化の簡単な経緯について話します。2013年に水産総合センターでは漁業者の方から子持ちアマエビが例年より小さい、という相談を受けました。そこで、アマエビのサイズ変化の動向を調査すると、相談の通りに子持ちアマエビの大きさが小さくなっていました。詳しく調べてみると、原因はアマエビが雌に性転換する年齢が例年より1年早かったことが原因と考えられました。そしてこのアマエビの小型化は2013年以降も継続していました。ただしこの性転換は資源が多かったために起きたもので、子持ちエビの数が増え、卵のふ化数も増えたため、資源に良い影響を与えていたと考えられます。それでは結果に移ります。

それでは先ほどの調査で採取された子持ちアマエビについてみていきます。下に頭胸甲長と年齢、左に全体に対する割合をとっています。この赤線は小型が顕著に見られた2014年2015年のグラフになります。赤い棒グラフは5歳エビの範囲を表しています。昨年同様に2019年以降小型化したアマエビは減少し

ており、6歳が中心になってきていることがわかります。そのため、近年は徐々に小型化は終息していると考えられます。

最後にまとめです。24ページの後段をご覧ください。

2018年、2019年生まれは分布量が多く、卓越年級群の可能性が高く、今後も高水準の漁獲が続く可能性が高い。

2020年生まれの資源量は少ない可能性が高い。

子持ちエビの頭胸甲長は2014年よりも大きくなっており、子持ちエビ小型化は解消している。

なお、2020年生まれの内容につきましては、1回だけの調査結果に基づくものですので、今後も注視して調査していきたいと思えます。

以上で、ホッコクアカエビ資源量調査の結果についての報告を終わります。

稲村会長 ただいま水産総合センターより説明がありましたが、何か質問はございませんか。

五十嵐委員 質問というわけではありませんが、2020年生まれの資源量は少ない可能性が高いということを述べられましたが、底びき網漁業者にとっては、ズワイガニに次ぐ重要な魚種でもありますので、今後の調査もよろしく願います。

川畑技師 はい。わかりました。

稲村会長 他に無いようであれば、次に進みます。
議題4「8月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

須沼専門員 それでは、8月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、25ページの資料6になります。

[資料-6に基づき説明]

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 それでは、「その他」で何かございますか。

[意見等無し]

稲村会長 ないようであれば、8月の委員会で依頼されました開催時間と資料の事前配布について、事務局より説明をお願いします。

大内局次長 8月17日の委員会におきまして、開催時間につきまして、中委員から開催を午前中にできないのかとの意見がございました。

また、配布資料につきまして、橋本委員から資料の事前配布はできないのかとの意見がございました。委員会としては、委員の皆様からご意見を伺いまして9月の委員会で報告するという事になりました。

事務局より8月27日に委員の皆様にご意見を伺いましたので、その結果概要を報告させていただきます。

まず、開催時間につきましては、午前中に希望される委員は2名で13名の委員が午後からの開催を希望されております。

また、資料の事前配布につきましては、13名の委員が紙による事前配布を開催通知と併せて送っていただきたいとのことでした。

なお、開催時間につきましては、13時からと13時30分からともお聞きしましたが、13時30分からの希望する委員の方が多結果となっております。

事務局としましては、委員の皆様のご意向を踏まえ、開催時間は13時30分から、また、資料の事前配布は開催通知と併せてと考えております。

なお、資料につきましては、漁獲量等の数字が確定していない場合や国からの配分数量等が確定されていないような場合については、事前配布を割愛させていただく場合があるかと思っております。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

稲村会長

今ほど、事務局よりアンケートの結果を踏まえて、開催時間については、13時30分から、また、事前配布資料については、開催通知と併せて送付することとして、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

それでは、開催時間については、13時30分から、また、事前配布資料については、開催通知と併せて送付することといたします。

他に事務局からございますか。

大内局次長

次回の委員会につきまして連絡します。

次回は10月19日(火)、13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲村会長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲村会長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____